

平成 2 7 年 5 月臨時会

# 河 合 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 5 月 1 2 日 開会

河 合 町 議 会

## 平成27年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（5月12日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○議会事務局長のあいさつ.....	5
○開会の宣告.....	5
○開議の宣告.....	5
○町長のあいさつ.....	5
○仮議席の指定.....	6
○議長の選挙.....	6
○議席の指定.....	8
○会議録署名議員の指名.....	9
○会期の決定.....	9
○副議長の選挙.....	9
○常任委員会の委員の選任.....	11
○議会運営委員会の委員の選任.....	12
○静香苑環境施設組合議会議員の選出.....	13
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について.....	14
○承認第1号から承認第3号、同意第1号の上程、説明.....	14
○承認第1号の質疑、討論、採決.....	18
○承認第2号の質疑、討論、採決.....	23
○承認第3号の質疑、討論、採決.....	24

○同意第 8 号の採決.....	26
○閉会の宣告.....	26
○署名議員.....	27

河合町告示第6号

平成27年第1回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成27年 5月 7日

河合町長 岡井 康徳

- 1 期 日 平成27年 5月12日
- 2 場 所 河合町議会議場
- 3 付議事件
  - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成26年度河合町一般会計補正予算)
  - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町税条例等の一部改正)
  - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)
  - 同意第8号 監査委員の選任について

平成 2 7 年 5 月 1 2 日 (火曜日)

( 第 1 号 )

## 平成27年第1回(5月)河合町議会臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

平成27年5月12日(火)午前10時00分開会

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成26年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町税条例等の一部改正)
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第6 同意第8号 監査委員の選任について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 議席の指定
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 各常任委員会の委員の選任
- 追加日程第6 議会運営委員会の委員の選任
- 追加日程第7 静香苑環境施設組合議会議員の選出について
- 追加日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

### 出席議員(13名)

1番 岡田 美伊子

2番 大西 孝幸

3番 清原 和人

4番 馬場 千恵子

5番 吉村幸訓	6番 岡田康則
7番 森尾和正	8番 池原真智子
9番 西村 潔	10番 疋田俊文
11番 谷本昌弘	12番 中尾伊佐男
13番 辻井賢治	

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康徳	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	総務部長	竹田裕昭
福祉部長	中尾博幸	教育部長	井筒 匠
総務部次長	澤井昭仁	総務部次長	福井敏夫
まちづくり 推進部次長	堀内伸浩	総務課長	木村光弘
安心安全 推進課長	森嶋雅也	住民福祉課長	門口光男
福祉政策課長	辰巳 環	社会福祉 協議会課長	上村 豊
保健スポーツ 課長	梅野修治	特命担当	山本孝典
住民生活課長	上村英伸	環境衛生課長	斉藤幸美
まちづくり 推進課長	中山雅至	上下水道課長	石田英毅
教育総務課長	杉本正範	生涯学習課長	上村欣也

欠席者（1名）

税務課長	岡田昌浩
------	------

---

会議に従事した事務局職員

局 長	御 興 善 弘	主 査	堀 内 一 憲
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎ 議会事務局長のあいさつ

○事務局長（御輿善弘） 失礼します。去る4月26日執行の河合町長及び議会議員選挙におきまして、岡井町長、また議員各位におかれましてはご当選まことにおめでとうございます。

さて、本日の臨時議会は、選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で一番年長の方が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、年長者であります中尾伊佐男議員に臨時議長の職務をお願いしたいと思います。

中尾伊佐男議員、議長席に着席願います。

---

◎ 開会の宣告

○臨時議長（中尾伊佐男） 地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行う中尾伊佐男でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

本日、告示第6号をもって平成27年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成27年第1回臨時会は成立しましたので開会します。

---

◎ 開議の宣告

○臨時議長（中尾伊佐男） これより本日の会議を開きます。

---

◎ 町長のあいさつ

○臨時議長（中尾伊佐男） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。



○町長（岡井康徳） はい、議長。

○臨時議長（中尾伊佐男） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

議員みなさんにはしっかりと頑張ってくださいまして、議会に戻ってきておいでの方、また新人の議員の皆さま方、共に河合町の発展と住民の幸せの為に与えられた任期しっかりと頑張っていきたいと思えます。皆さま方よろしくお願い申し上げます。

本日は、承認第1号から第3号までの3承認を上程させて頂いております。慎重なるご審議をいただきまして、ご決定賜りますことをお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎仮議席の指定

○臨時議長（中尾伊佐男） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

---

#### ◎議長の選挙

○臨時議長（中尾伊佐男） 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選、もしくは投票によって決定しなければなりません。いかが取り計らったらよろしいか伺います。

○4番（馬場千恵子） はい。

○臨時議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 投票をお願いします。

○臨時議長（中尾伊佐男） 投票の声がございますので選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○臨時議長（中尾伊佐男） ただいまの出席議員は、13名です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に谷本昌弘議員、辻井賢治議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。記入は単記無記名です。

（投票用紙の配布）

○臨時議長（中尾伊佐男） 投票用紙の配布もれは、ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○臨時議長（中尾伊佐男） 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○臨時議長（中尾伊佐男） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、岡田美伊子議員から順次投票願います。

尚、白票は無効であります。それでは、投票をお願いします。

（投票）

○臨時議長（中尾伊佐男） 投票もれはありませんか。

（「ありません」と言うものあり）

○臨時議長（中尾伊佐男） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

谷本昌弘議員、辻井賢治議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（中尾伊佐男） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票。

有効投票のうち疋田俊文議員10票、西村潔議員3票、以上のとおりです。

この選挙の法廷得票数は、3.25票です。

したがって、疋田俊文議員が議長に当選されました。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○臨時議長（中尾伊佐男） 議長に当選されました疋田俊文議員が議長におられますので、会

議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

疋田俊文議員、議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

(新議長 疋田俊文 登壇)

○議長(疋田俊文) ただいま、選挙によって選ばれました事、厚く御礼申し上げます。住民のみなさん又、議会の皆さん、理事者の皆さんのパイプ役として頑張っていく所存でございます。又、まだまだ未熟な面がありますのでどうか皆さんのご協力をよろしくお願い致しまして、はなはだ簡単ですが就任の挨拶と致します。

どうもありがとうございました。

○臨時議長(中尾伊佐男) 疋田俊文議長、議長席にお着き願います。

(議長交代)

○議長(疋田俊文) 暫時休憩致します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時32分

---

### ◎議席の指定

○議長(疋田俊文) 再開します。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。

議席の番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長(御輿善弘) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 事務局長。

○事務局長(御輿善弘) それでは、議席とお名前の方を朗読させていただきます。1番岡田美伊子議員、2番大西孝幸議員、3番清原和人議員、4番馬場千恵子議員、5番吉村幸訓議員、6番岡田康則議員、7番森尾和正議員、8番池原真智子議員、9番西村潔議員、10番疋田俊文議員、11番谷本昌弘議員、12番中尾伊佐男議員、13番辻井賢治議員、以上です。

○議長(疋田俊文) ただいまの朗読のとおり議席を指定します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、1番、岡田美伊子議員、2番、大西孝幸議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 追加日程第3 会期の決定を議題とします。

臨時会ですので、会期は、本日一日限りとします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日一日限りと決定しました。

---

◎副議長の選挙

○議長（疋田俊文） 追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選、もしくは投票によって決定しなければなりません、いかが取り計らったらよろしいかお伺いします。

○4番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 投票をお願いします。

○議長（疋田俊文） 投票の声がございますので選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は、13名です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に谷本昌弘議員、辻井賢治議員を指名します。  
それでは、投票用紙を配ります。記入は単記無記名です。

(投票用紙の配布)

○議長(疋田俊文) 投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(疋田俊文) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、岡田美伊子議員から順次投票願います。

尚、白票は無効であります。それでは、投票をお願いします。

(投票)

○議長(疋田俊文) 投票もれはありますか。

(「ありません」と言うものあり)

○議長(疋田俊文) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

谷本昌弘議員、辻井賢治議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(疋田俊文) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票。

有効投票のうち森尾和正議員9票、吉村幸訓議員2票、馬場千恵子議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法廷得票数は、3票です。

したがって、森尾和正議員が副議長に当選されました。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(疋田俊文) 副議長に当選されました森尾和正議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

森尾和正議員、副議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

(新副議長 森尾和正 登壇)

○副議長(森尾和正) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 森尾副議長。

○副議長(森尾和正) ただいま、選挙によって副議長に選ばれました森尾でございます。大変皆さまには、厚く御礼申し上げます。河合町の発展の為に議長を支え、精一杯頑張らせていただきます。皆さまありがとうございます。

---

#### ◎常任委員会の委員の選任

○議長(疋田俊文) 追加日程第5 常任委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

それでは、指名を行います。

総務常任委員会の委員として、辻井賢治議員、池原真智子議員、森尾和正議員、吉村幸訓議員、岡田美伊子議員。

厚生常任委員会の委員として、中尾伊佐男議員、谷本昌弘議員、馬場千恵子議員、大西孝幸議員。

経済建設常任委員会の委員として、疋田俊文議員、西村潔議員、岡田康則議員、清原和人議員、を指名します。

ただいま、指名しましたとおり選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言うものあり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって各常任委員会の委員は、指名しましたとおり選任することに決定しました。

次に、各委員が選任されましたので各常任委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（疋田俊文） 再開します。

ただいま、各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務常任委員会委員長に池原真智子議員、副委員長に吉村幸訓議員。

厚生常任委員会委員長に谷本昌弘議員、副委員長に馬場千恵子議員。

経済建設常任委員会委員長に岡田康則議員、副委員長に西村潔議員。

以上のとおり選任されました。

---

#### ◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第6 議会運営委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言うものあり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

それでは、指名を行います。

辻井賢治議員、中尾伊佐男議員、谷本昌弘議員、池原真智子議員、岡田康則議員、吉村幸訓議員、を指名します。

ただいま、指名しましたとおり選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言うものあり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって議会運営委員会の委員は、指名しましたとおり選任することに決定しました。

次に、委員が選任されましたので議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 08 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

ただいま、議会運営委員会において選任されました同委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長に、中尾伊佐男議員、副委員長に吉村幸訓議員。

以上のとおり選任されました。

---

#### ◎静香苑環境施設組合議会委員の選出

○議長（疋田俊文） 追加日程第7 静香苑環境施設組合議会議員の選出についてを議題とします。

一部事務組合の規約に基づき関係市町村議会の議員の中から選出する組合議会の議員があるときは、選挙しなければなりません。

この選挙の方法は、地方自治法108条第2項の規定による議長からの指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言うものあり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決定しました。

では、指名します。

静香苑環境施設組合議会議員として、谷本昌弘議員を指名致します。

お諮りいたします。

ただいま、指名いたしました、谷本昌弘議員を当選人と決める事にご異議ございませんか。

（「異議なし」と言うものあり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

したがって、静香苑環境施設組合議会議員には、谷本昌弘議員が当選されました。

静香苑環境施設組合議会議員に当選されました谷本昌弘議員が議場におられますので、会



議規則第32条2項の規定により当選人の告知をします。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（疋田俊文） 追加日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言うものあり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

5分間、暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時15分

---

◎承認第1号から承認第3号、同意第1号の上程、説明

○議長（疋田俊文） 再開します。

それでは、理事者の方より承認第1号から承認第3号の3承認、同意第8号の1同意について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

(副町長 藤岡和成 登壇)

○副町長(藤岡和成) それでは平成 27 年 5 月臨時議会に上程いたされました承認 3 件、同意 1 件、合計 4 案件につきまして、順次ご説明申し上げます。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分致しましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました平成 26 年度河合町一般会計補正予算について説明申し上げます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ 3,201 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 64 億 4,752 万 2,000 円とするものでございます。

第 2 条「地方債の補正」につきましては 3 ページをお開き願います。

このことにつきましては、合計 2 事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を 6 億 486 万 9,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。10 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費、一般管理費で退職者増に伴う退職手当組合負担金 657 万円の増額、財政調整基金費で財源調整により 3,858 万 3,000 円の減額となっております。

次に、歳入についてご説明致します。8 ページをお願い致します。

1 款町税、1 項町民税で 6,700 万円の減額。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金で 1,400 万円の減額。

9 款地方交付税、1 項地方交付税で 156 万 4,000 円の減額。

15 款財産収入、2 項財産売払収入で 4,851 万 8,000 円円の減額。

20 款町債、1 項町債で 9,906 万 9,000 円の増額となっております。

以上、歳入歳出 3,201 万 3,000 円の減額補正となっております。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分致しましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました「河合町税条例等の一部を改正する条例」についてご説明致します。

「地方税法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴う改正でございます。

今回改正いたします内容をご説明申し上げます。

先ず1点目は、法人町民税の改正でございます。

第31条の改正は、均等割の税率区分の基準である資本金等の額に係る見直しが行われたことに伴う規定の整備でございます。

第48条・第50条の改正は、法人税法の改正に伴う号ずれの整備でございます。

2点目は、固定資産税の改正でございます。

第57条・第59条の改正は、利用定員が6人以上の事業所内保育事業の用に供する施設への非課税措置を追加するものでございます。

3点目は、個人町民税の改正でございます。

附則第7条の3の2の改正は、住宅借入金等特別税額控除の対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長するものでございます。

附則第9条の改正は、都道府県、市区町村に対する寄付である、ふるさと納税を行った場合に、確定申告が不要な給与所得者等については、確定申告をすることなく税額控除を可能とするふるさと納税ワンストップ特例を創設することに伴う規定の整備でございます。

附則第9条の2の改正は、ふるさと納税を行った場合の特例控除額の計算において、所得割額の1割が限度とされていたものを2割に引き上げることに伴う規定の整備でございます。

4点目は、固定資産税に係る附則の改正でございます。

附則第10条の2の改正は、固定資産税に対する減額の特例措置を定めるものでございます。第6項は都市再生緊急整備地域において取得する公共施設や都市利便施設について、第7項及び第8項は津波災害警戒区域において、管理協定が締結された津波避難施設の用に供する家屋及び償却資産について、それぞれ講じる特例措置を加えるものでございます。

附則第11条の改正は、平成27年度の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置を3年延長するものでございます。

附則第11条の2の改正は、類似の地域の地価の下落傾向が見られる場合に、価格に修正を加える特例措置を3年延長するものでございます。

附則第12条・第12条の2・第13条の改正は、平成27年度の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置を3年延長するものでございます。

附則第15条の改正は、特別土地保有税に係る課税の特例を3年延長するものでございます。

5点目は、軽自動車税に係る附則の改正でございます。

附則第 16 条の改正は、軽自動車税においてグリーン化を進める観点から、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規取得した一定の環境性能を有する四輪車等について、平成 28 年度分のみ、燃費性能に応じた軽課規定を創設するものでございます。

続きまして、平成 26 年 6 月に可決、公布されました町税条例を改正する条例を改正するものでございます。

第 82 条の改正規定の改正は、軽自動車税に係る規定から雪上を走行する専用車両を削除するものでございます。

附則第 16 条の改正規定の改正は、軽自動車税において軽課規定を創設することに伴い規定を整備するものでございます。

附則第 1 条・第 3 条の規定の改正は、平成 27 年度から税率を引き上げることとしていた原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車について、地方税法の改正に伴い平成 28 年度からの引き上げへと 1 年延長されることに伴う規定の整備でございます。

附則第 5 条の規定の改正は、軽自動車税において軽課規定を創設することに伴い規定を整備するものでございます。

この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

ただし、軽自動車税において、税率の引き上げを 1 年延長する規定、雪上を走行する専用車両の規定を削除する規定は、公布の日から施行するものでございます。

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分致しましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明致します。

「地方税法等の一部を改正する法律」が、平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴う改正でございます。

今回改正いたします内容は、国民健康保険の加入者に対し課する国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び低所得者世帯に対する国民健康保険の軽減判定基準の緩和等が図られたことに伴い法令の改正に準じ所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、国民健康保険賦課限度額を 1 万円引き上げ 52 万円に、後期高齢者支援金の賦課限度額を 1 万円引き上げ 17 万円に、介護保険料の賦課限度額を 2 万円引き上げ 16 万円とするものでございます。

また、今回の改正により、低所得者世帯における国民健康保険税の緩和措置が図られ、5割軽減及び2割軽減判定時における算出基礎額の引き上げを行い、保険税を求めることができることとされました。

この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

同意第8号 監査委員の選任についてでございます。

このことにつきましては、このたび辻井賢治氏を引き続き選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所 河合町大字大輪田 1863 番地。

氏名 辻井賢治。生年月日、昭和24年3月21日。

尚、参考に経歴書を添付致しておりますので、ご参照していただきたいと存じます。

以上、上程致されました4案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議、ご決定賜わりますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

---

### ◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成26年度河合町一般会計補正予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） それでは、歳入の部分でちょっとお聞きしたいと思います。まず、町税の所なんですけども、6,700万円程の減って事なんですけど、その主な理由について教えてもらいたいのと、財産収入のところでも4,800万円が減になってます。148万2,000円程の収入なんですけど、これもどこか土地が売れたと言う事だと思うんですけど、どの土地で坪いくらくらいで売れたのか。又、売れなかった土地があったと言う事でマイナスになっていると思うんですけど、売る為の手立てとか努力はどのようにされていたのか、お聞きしたいです。そ

れと、臨時財政の対策債ですけどこれの説明をお願いします。退職者手当債ですが、予定していた人数よりも多かったって事だと思うんですが、何人ぐらいいてどうだったのかお聞きしたいと思います。それと、積立金ですけども、最初に予定していた3,900万円、4,000万円程の積立が3,800万円の減になってますけども、総務管理費のところって事ですが具体的にどのように使われたのかお聞きしたいです。

○総務部次長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） まず、町税の減少の主な理由についてでございます。まず、1点は町民税の個人これにつきまして元々当初予算の見込みでは、退職者の増加あるいは給与所得者の減少等により前年度から1,600万円程の減少と見積もっておりました。今回の決算見込み額において10億4,400万円程、給与所得者の所得の減少等により当初予算から1,400万円程の減少が見込まれております。又、町民税の法人につきましては、当初予算の段階におきまして町内の主要法人、これがグループ企業全体の連結業績予想という物をベースに当初予算をはじいたところでございます。その時点では、大幅な増益という見込みが立てられてた事から平成25年度の決算見込額に対して、ほぼ倍増1億6,000万円程度と試算したところでございます。しかしながら今回の見込み額1億1,200万円程度、前年度決算額からは3,400万円程度は増額しておるものの、26年度の当初予算に比較しまして5,300万円程度の減収になっております。まず、その理由といたしましては、当初予算の積算根拠とした町内の主要法人、これが属するグループ企業全体の業績って言うのは大幅な増益となっておりますがその内、町内に本社を置く法人の業績が小幅な伸びにとどまった事が原因ではないかと考えております。

続きまして、臨時財政対策債について説明させていただきます。臨時財政対策債につきましては、本来の地方交付税、これが所得税、法人税等国税5税を一定割合を原資として国に集約しそれを、地方に配分するものでございます。しかしながら、平成13年度以降国の交付税特会その原資となるべき、国税5税が減少になった事から、それを補填する目的で各市町村におきまして臨時財政対策債を発行してその減少分を補うって事になっております。これにつきましては、後年度100%交付税、普通交付税に上乘せされて帰ってくるようになっております。

続きまして、歳出の積立金について説明させていただきます。財政調整基金の積立金につきましては、元々行政の予算と言うものは一般会計で歳入歳出は同額に調整しなければなり

ません。そういう状況の中で平成25年度の決算が出て9月補正の段階で歳入として前年度繰越金を1億500万円程度増額補正したところでございます。この時点で、歳入歳出合わすために歳入が1億500万円増えてますので歳出として財政調整基金の積立金を相当額計上し、歳入歳出を同額に合わせたところでございます。これにつきまして、毎回の補正の時点で補正財源とし減額をし、3月末の専決処分としまして最終的に残る3,858万3,000円これを積立金から減額させていただいたところでございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○総務部課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務部課長（木村光弘） 町の土地売り払いの件でございますが、今回148万2,000円で町有地売り払いの収入となっております。明細としまして、1つは河合町川合の210番地1で面積は78.19㎡、金額にしまして126万8,320円。もう一筆が薬井の451-2番地、面積7.43㎡で価格は21万3,835円の売り払いとなっております。売り払い収入のマイナス4,800円につきましては、町有地等売却審議会の方で審議を頂いて、その結果売却と認めた土地につきまして10月の広報、又はホームページ等によりまして公募等させて頂きました。その他、現地には「売土地」の看板等も何枚か設置させていただきましたが、希望者等が無かったため不調におわりましたので、今回減額でださせて頂いております。

○総務部次長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 昨年度の退職者数なんですけども、総数で12名。その内、定年退職が4名、その他定年退職以外の者が8名でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） まず、財産収入のところ今2件売れたということですけども、これの売るまでの過程を説明お願いしたい。12月、3月議会の時には補正出てなかったということ、で決済、今回こういうふうになってきてということ、で去年の4月から今年の3月までの間でこれが売れた経緯を説明お願いしたいと思います。それから退職手当債、当初0だったんですけども、今お話では12名が退職された、と、4名が定年、その他が8名って事ですがこれは予想外という結果かどうかです、退職手当債は事件的にやるもの、ということ、

前回の答弁で聞いておったのですが、これが予算では0が1億円程が増えたと言うことについて、人事政策について見誤りではなく、予想外の事だったかどうかです。ようするに、退職と言うのは当然、定年も含めて8名、億って事ですからそれでやむおえず、退職金を払う為には退職手当債を出さないといけないって事だと思うんですけど、これの人事上の退職者の数の予想とかですね、そのことも含めて1億円の退職手当債を発行する理由ですね、それと今後の見通しですね、これからもまだあるのか無いのかについての説明をお願いします。

○総務部課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務部課長（木村光弘） 土地の売るまでの過程と言うことですので、土地につきましては、河合町普通財産であります土地につきまして、一番条件的に売れるであろうと言う土地をピックアップしまして、それらを町有地等売却審議会の方で審議していただきます。審議の内容は価格、適正な鑑定等をしてそれに基づきまして最終的に審議会の方でも価格等を設定していただきます。それに伴いまして、公募という形になれば広報又はホームページによりまして公募という形にさせていただいております。流れにしましては、そういう形で町有地売却をやっておりますが、先ほども言いましたとおり広報、ホームページ等に掲載しましたが、希望者が無く不調となりました。その後も随時受け付けと言う形で価格等は据え置きで随時の申し込み等もしてはしておりますが、それらにも希望者がおられないという事で26年度減額とさせていただきました。

○総務部次長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 退職手当債と言うものは将来的に確実な職員の定数削減による財政の健全化が見込まれる場合に限って当該年度の退職者の退職金の総額が平年ベースを超える枠の範囲内これで発行が認められるものです。借入によりまして発生する元利償還金、今年度の元利償還に対しましては、退職に伴いまして後年度に抑制される人件費削減これの効果額を財源とする制度となっております。いわばこの制度と申しますのは、職員の定数削減等の財政健全化を進めながら財政負担のピークを平準化させる効果を有するものと考えております。ただ、償還財源は職員の退職による経費削減効果額を財源としながらも結局は将来の税収入等に求める形になる事から安易な発行を慎むものとの方針の下、財政運営に努めているところでございます。本来は、団塊の世代の退職に伴う退職手当の増加に対処する財源



とするものですが、今回歳入が大きく減少する中、退職手当債を借り入れる事で、他の事業に充当する一般財源を確保することができたと考えております。尚、この制度と言いますのは平成28年27年度末までの時限措置でございます。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 通常の退職金の手当債いままでの条件出ましたけども、27年度以降ですね、例えばキャッシュが足らなくなった場合にそういう場合には使えないと言うことで理解するわけですけれどね。今後もこれは毎年毎年、退職者の数に応じて退職金手当しないといけなくなった時に、不足した場合どのようにされるのか答弁お願いしたいです。

○総務部次長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 退職手当の原資というものは毎月退職手当組合に対する負担金として払っております。この中から支払われる事になります。基本的には退職手当組合の負担金の積立金を退職手当組合の方が持っておりますので、そちらの方から支払われる事になっております。どうしても不足場合、一般財源として税収等財源として対処せざるを得ない所もあるかと思えます。ただ、職員の退職のピークというものが28年度に来ております、それ以降につきましては職員の退職はかなり減ると思えますので通常の退職組合の負担金の範囲内で対応できるのではないかと今の段階では、そういうふうに想定はしております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 財産売り払いの件なんですけど、広報とホームページ又売り土地の看板って事で知らせてるって事ですが、その方法は今までどおり普通の方法だったんだと思うんです。それでも売れない、売れ残っていく土地が出てきてるって事で、今後の努力って言うか売る為の方法とかあれば聞かせてもらいたいのと、その土地で経済的効果が産むような活用を考えているのか、今後の活用についてお聞きしたいと思います。

○総務部課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村課長。

○総務部課長（木村光弘） 売却につきまして、今の方針では土地の売却と決まっておりますので今後も引き続き、同等な方法で売却等を進めていきたいと思っております。当然、広報、

あるいはホームページ等で現在もやっておるんですが、それ以外にも新たに何かあればと言うことで今後、色々検討していかなければならないとは考えてはおりますので、その辺も含めて進めていきたいと思っております。経済的な効果と言いますと今現在、町としましては売却という形での利用方法で決まっておりますので、あった価格で売却できるように進めていきたいと思っております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成26年度河合町一般会計補正予算は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、河合町税条例等の一部改正を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、河合町税条例等の一部改正は承認することに決定いたしました。

---

### ◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、河合町国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番(馬場千恵子) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○4番(馬場千恵子) この条例についてですけど、説明の中では低所得者の軽減と言うことで述べられたと思います。その低所得者のところで何人ぐらいでどれぐらいの軽減になるのかお聞きしたいのと、全体で4万円程上がるんですけども何世帯に影響があって、その金額は上がる部分のところで金額はどれぐらいなのかお聞きしたいです。それと、専決処分なんですけども、近隣で専決していない所もあるんですが専決になった理由も併せてお聞きしたいです。

○住民福祉課長(門口光男) はい、議長。

○議長(疋田俊文) 門口課長。

○住民福祉課長(門口光男) まず1点目の影響なんですけども、限度額が引き上げになります。超える世帯につきましては111世帯に影響がございます。医療費、支援金、介護の保険金ですね、これがトータルで126万円程度の増額になる試算でございます。一方で軽減判定の見直しにつきましては5割軽減世帯が23件ございます。それと2割軽減世帯が20件新たに対象となりまして金額にしましたら、166万2,000円程度の増加となる見込みでございまして、その2分の1の金額81万1,000円、これにつきましては一般会計の財政負担が増える試算

を行っています。この試算につきましてはあくまでも平成26年度の賦課資料に基づいて算出しております。以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○9番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 今、上限額あげて増収図るって条例になってますね。軽減についての条例の中での反映はどのようになっているか回答をお願いします。

○住民福祉課長（門口光男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 門口課長。

○住民福祉課長（門口光男） 軽減範囲って言うのは基準の見直して事なんですけども、5割軽減の判定時におきまして、判定基準となる国保加入者数、これに対する加算額が1万5,000円引き上げられます。26万円となりましてこの軽減判定基準額を求める事ができるととされた事と、2割軽減に対しては2万円引き上げられ47万円として基準額を求める事ができる事でございます。

○9番（西村 潔） はい。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 今の答弁はこの条例改正にどのように記載されてるのかの質問なんです。

○福祉部長（中尾博幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 条文につきましては、必要最小限について標記しておりますので、見にくいかと思えますけども町の条例の中の、例えば今の部分につきましては第23条これにつきましては、保険料の減額という部分の中で例えば、その中の23条の第2項の部分の24万5,000円を26万円にするとかいう形で条例の表現につきましては文言してませんけどもその部分で標記をしているというふうにご理解願います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、河合町国民健康保険税条例の一部改正は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎同意第8号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第6 同意第8号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案については、地方自治法第117条の除斥の規定により辻井賢治議員の退席を求めます。

(13番 辻井賢治 退場)

○議長(疋田俊文) これより同意第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、同意第8号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

辻井賢治議員、入場願います。

(13番 辻井賢治 入場)

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(疋田俊文) お諮りします。

以上で、本日の臨時会に付議されました案件は、すべて議了しました。

これをもって会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、平成27年度第1回臨時会は、ただいまをもちまして閉会することに決しました。

散会 午前11時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長 中尾伊佐男

議長 疋田俊文

署名議員 岡田美伊子

署名議員 大西孝幸